

## 第 22 期第 5 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 1 時 55 分から午後 2 時 50 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

### 議 題

#### 1 諮問事項

- (1) 内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 1)
- (2) 内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 2)
- (3) 内共第 12 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 3)

#### 2 報告事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の承認に係る実施結果報告について (資料 4)
- (2) コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 5)

#### 3 その他

- (1) 令和 7 年度水産課予算の概要について (資料 6)
- (2) 令和 7 年 7 月の委員会開催日程について
- (3) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、萩原 季、平田 英二、細川 孝  
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男  
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、二井主査、加藤(大)技師

## 議 事

原事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長  
(井貫会長)

それでは、ただいまから第5回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が3件、報告事項が2件、その他となっております。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。細川委員、伊藤委員、よろしくお願いします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)「内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。

水) 加藤技師

### 【資料1に基づき説明】

議 長

水産課から、内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について説明がありました。何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

内田委員

遊漁者が釣ったあゆの採捕量はきっちり調査されているのでしょうか。

水) 加藤技師

あゆの釣獲量については、少々お待ちください。

内田委員

水産庁の漁獲統計でも遊漁者の採捕量を、何年か前に記入しないことになったのですよね。しかし実際にはやはりあゆの資源の活用状況というのは、例えば解禁日等の午後に行って、何匹くらい釣れましたかといった遊漁者へのアンケートでも何でもよいですから、そういったデータがあると現場の状況が把握できると思うのです。なかなか面倒でしょうけれども、試験場の人に手伝ってもらってもよいですし、何かそういうデータが、継続的に同じメソッドで続けていけば大体の遊漁者の採捕量の年変動だとか、今年はよいか悪いかとか、そういったもののイメージが湧くと思います。そうすると、漁協で資源管理をする上でも、非常に有効だと思われます。

水) 加藤技師

大変お待たせしました。釣獲量は、データ自体はあるのですけれども、いつのものかというところが、あまり明確に示せていないのですけれども、過去のデータを参照して計算しています。

議 長

よろしいですか。

内田委員

はい。

|         |                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長     | 他に何か御質問、御意見ありましたらお願いします。                                                                                                                                |
| 平田委員    | すみません。遊漁規則変更の議案とは直接関係ないのですが、別紙 4 の表 3 の上から 4 行目の、当組合、芦之湖の年間券の金額が 18,500 円ではなく、4 月時点で 20,000 円となっております。                                                  |
| 水) 加藤技師 | 失礼いたしました。                                                                                                                                               |
| 平田委員    | 以上です。ありがとうございます。                                                                                                                                        |
| 議 長     | 他に何かございますか。                                                                                                                                             |
| 津谷委員    | 1 ページ目の 1 の (1) キャッチアンドリリース区間の変更の理由のところで、同区域にて護岸工事や橋の耐震工事、河床整備等が行われ、濁り等の影響で限られた漁場でしか遊漁ができない状況であったことから、区域を拡大するとあります。確認なのですが、現在もその工事が行われていて遊漁できない状態なのですね。 |
| 水) 加藤技師 | 工事自体が場所を変えて長い期間続いているもので、今年度や今後も、このあたりの工事が見込まれる状況であると聞いております。                                                                                            |
| 津谷委員    | そうすると現場は同じような状況なのですね。                                                                                                                                   |
| 水) 加藤技師 | はい。                                                                                                                                                     |
| 津谷委員    | わかりました。もう 1 つ、(2) のうなぎの置き針漁法の追加で、置き針を追加するということは、今まで制限されていたということなのですが、置き針が制限されていた理由というのはどういった理由なのでしょう                                                    |
| 水) 加藤技師 | か。                                                                                                                                                      |
| 水) 加藤技師 | 制限されていた理由については、申し訳ございません。把握しておりません。ただ、今回希望があったので解禁されたということから、そういった声がなく、きっかけがなかったのではないかと考えております。                                                         |
| 津谷委員    | 特別何か置き針を禁止する理由があって、今回その理由がなくなったということで解禁になるのかと思ったものですから、その点を次回にでも教えていただけますでしょうか。                                                                         |
| 水) 加藤技師 | 承知しました。                                                                                                                                                 |
| 議 長     | 他に何かございますか。ないようでしたら、諮問事項の内容について、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。                                                                                     |
| 委員一同    | (了 承)                                                                                                                                                   |
| 議 長     | それではそのように決定いたします。                                                                                                                                       |
| 水) 加藤技師 | 続きまして諮問事項 (2) の、「内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。                                                                                   |
| 水) 加藤技師 | 【資料 2 に基づき説明】                                                                                                                                           |

|           |                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長       | 早川河川漁協の、内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について、水産課から説明がありましたが、何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。                                                                                                                      |
| 細川委員      | 資料2-2の遊漁規則の変更というところで、「(2) 令和7年2月13日開催の総会」と書いてあるのですが、2月13日は招集日であって、総会は3月19日です。                                                                                                                 |
| 水) 加藤技師   | 失礼いたしました。御指摘ありがとうございます。                                                                                                                                                                       |
| 議 長       | 他に何かございますか。                                                                                                                                                                                   |
| 津谷委員      | 先程も少し話に出た遊漁料算定の考え方のところで、遊漁者と組合員の利用度を計算して、それに応じて負担すべき経費をそれぞれ算出するというところで、それぞれで釣れた量がどれくらいあるのかというのが、おそらく根拠になるのですけれども、先程の話だと遊漁者が釣った量というのが今ひとつ明確になっていないので、どういった計算をしたのか、ある程度数字を見せていただければありがたいなと思います。 |
| 水) 加藤技師   | はい。御指摘ありがとうございます。そちらについても先程と同様に今回の説明資料には含まれていないので、こちらで示すことはできないのですけれども、検討させていただきます                                                                                                            |
| 議 長       | 組合員数と遊漁者数は新しい数字が入るわけですね。                                                                                                                                                                      |
| 水) 加藤技師   | はい。                                                                                                                                                                                           |
| 議 長       | 漁獲量と釣獲量については昔のデータを使っていると理解すればよいのでしょうか。                                                                                                                                                        |
| 水) 加藤技師   | 釣獲量についてはその認識です。                                                                                                                                                                               |
| 議 長       | 漁獲量は新しい数字が入っているのでしょうか。                                                                                                                                                                        |
| 水) 小川担当課長 | 私が担当していた時の考え方なので少し昔の話になってしまいますが、基本的に共同漁業権が10年ごとに切替えになりまして、前回は令和5年に切替えになっています。そのため令和3年から4年、2年から3年くらいでしょうか。おそらく実態調査をやっていると思います。実態調査において、組合員については、組合員資格がありますので、大体の釣獲量というのは把握しているはずです。            |
|           | それから、遊漁者の釣獲についても、当然ビクのぞき等をしますので、大体組合が把握している数字、要はアップデートした数字で、免許の切替えをしていますので、その時の数字を使っているはずなのですね。何年か前に聞いた、割と新しい数字をもとに利用度を計算して、実際には組合員数が減ったりですとか、そういうところを調整して計算をした結果、この数字が妥当                     |

議長  
内田委員  
水) 小川担当課長

なところに収まっているということになると思います。これは酒匂川さんでも同じなので、基本は実態調査をかなり細かくやりますから、そこがベースだとお考えいただければよろしいかと思います。想像の数字ではなく、ある程度実態ベースの調査による数字だと御理解をいただければと思います。

また、組合員が何 kg 釣って、遊漁者が何 kg 釣ったということで計算しているということについては、この計算資料の中にございますので、次回お示しさせていただければと思います。以上です。

よろしいですか。はい、どうぞ。

それは試験場の方でやられているのでしょうか。

試験場ではなく、漁業権の実態調査は水産課の方で行いますので、水産課で聞き取り調査を行います。漁業権の免許の前に、内水面漁場計画というものを立てるときにお諮りしていると思いますけれども、そのベースになる実態調査というのがございます。その中で、利用度については聞いておりますので、試験場ではなく水産課が調査しております。

細川委員

今のお話なのですけれども、私も漁業者の立場で考えると、毎年ほぼ全部の河川だと思うのですが、組合員何人に対して何匹釣ったというのを提出しなければいけないというのがあるので、それで組合員に対しては計算ができると思うのです。今言われたように、一般の遊漁者に対しても、ある程度は組合員が見て、数字が出ていると思います。組合員の漁獲量はおそらく正確に出ているのではないのでしょうか。各組合の主要魚種と言うのでしょうか、それに対しては毎年提出しているはずですから、それで出ると思います。以上です。

議長

よろしいですか。他に何かございますか。

ないようでしたら内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について、諮問の内容のとおり異議がない旨知事に答申するということでよろしゅうございますか。

委員一同  
議長  
内田委員

(了 承)

それではそのように決定いたします。

すいません。決定後に申し訳ないのですが、先程中学生の遊漁料を無料にするという説明がありましたが、小学生は釣ってはいけないといった縛りはあるのでしょうか。元々小学校は無料だったからでしょうか。

細川委員  
議長  
内田委員

そうです。

よろしいですね。

はい。

|          |                                                                                                                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長      | それでは諮問事項（３）の「内共第 12 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。                                                                                                       |
| 事）河野主事   | 【資料 3 に基づき説明】                                                                                                                                                            |
| 議 長      | 多摩川漁業協同組合関係の、内共第 12 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について説明がありましたが、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。                                                                                              |
|          | 私からよろしいですか。この表書きは、東京都内水面漁場管理委員会宛てしかないのですが、当委員会が諮問されていないのですけれど、鏡文を省略している伝統があるとか、どのようになっているのでしょうか。                                                                         |
| 事）河野主事   | 御指摘ありがとうございます。こちらは東京都に確認いたしまして差替えをさせていただければと思います。                                                                                                                        |
| 議 長      | 以前からこうしているということであれば、細かいことを言いたいわけではないのですが、答申する時に、誰宛てに答申するのかという話になってしまわないかなと思いました。                                                                                         |
| 事）河野主事   | 以前のものには記載があったようですので、東京都に確認をさせていただければと思います。                                                                                                                               |
| 議 長      | 後追いか何かで、処理をしていただければと思います。他に何か質問ございますか。                                                                                                                                   |
| 津谷委員     | 遊漁料の値上げについてなのですけれども、神奈川の方では先程説明していただいたとおりに、考え方と数字を挙げて御説明いただいたのですけれども、今回のこの東京都にはなく、神奈川のように、数字で算定をした結果はある程度お示しいただけないのでしょうか。                                                |
| 事）河野主事   | 東京都に確認をいたしましたところ、遊漁料の算定式等はないということですので、変更理由書に記載のある内容ですとか、近隣の漁協との比較等により、不当に高い遊漁料ではないと判断していると伺っております。                                                                       |
| 議 長      | 神奈川県は真面目にやりすぎているということですね。                                                                                                                                                |
| 水）小川担当課長 | 県ごとに扱いが違うようです。神奈川県は特に非常に細かいです。過去 3 年間の実績を出した上で、今後の次の年度の計算をして、次年度以降の数字を使って遊漁料の値上げの申請等を行っているのですが、隣接する県だと、もう少しアバウトだったり、東京都のようにあまりやられていなかったりと、県ごとに審査の仕方が異なっている状況は過去から続いています。 |
| 議 長      | 県内の組合に過重な事務を押し付けていることがないようにということも考えなければいけないのかもしれないかもしれませんね。                                                                                                              |
| 水）小川担当課長 | 確かに計算は大変ではあるのですが、正当な価格をきちんと計算してはじ                                                                                                                                        |

|           |                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>き出して、遊漁者に負担をお願いしているということを説明できるというのは、逆に組合のためにやらなければいけないことなのではないかということもありますので、本県においては細かい計算をしています。審査のための書類というのは、質問があった時に対応ができるようにしておいた方がよりよいだろうという判断を神奈川県では持っております。以上です。</p> |
| 議 長       | <p>漁獲量なり釣獲量は、漁業権切替え時の調査の中で把握していて、それを最新の数字として使っていると。</p>                                                                                                                      |
| 水) 小川担当課長 | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                   |
| 議 長       | <p>他の数字はその都度新しい数字を使って計算していて、過重な負担ではないということですね。</p>                                                                                                                           |
| 水) 小川担当課長 | <p>予想の数字も出てきます。例えば組合員が減少している傾向等があれば、何年後には何人になるだろうといった数字を使って計算も行いますので、実績ベースと予想ベース両方計算した上で、値上げ幅が過剰にならないようにといった若干の調整をしながら金額を決めていくという手続きをこれまでもとっております。</p>                       |
| 議 長       | <p>神奈川県がしっかりやっているということですね。適宜、隣県にお伝えしてもよいかもしれません。</p>                                                                                                                         |
| 水) 小川担当課長 | <p>情報共有はしていますので、神奈川県がこのようにやっているというのは、皆さん御存じかとは思いますが。</p>                                                                                                                     |
| 議 長       | <p>わかりました。他に何かございますか。</p> <p>ないようでしたら、諮問事項の内容とおり異議がない旨東京都知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>                                                                                   |
| 委員一同      | <p>(了 承)</p>                                                                                                                                                                 |
| 議 長       | <p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして報告事項（１）の「多摩川におけるしじみ採捕の承認に係る実施結果報告について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                        |
| 事) 河野主事   | <p>【資料４に基づき説明】</p>                                                                                                                                                           |
| 議 長       | <p>事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。それでは、報告を了承ということにしたいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項（２）の「コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報登載について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。</p> |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事) 河野主事<br>議 長 | <p>【資料5に基づき説明】</p> <p>公報登載の報告がありましたが、何かございますか。</p> <p>よろしいですか。それでは、報告を了承ということにしたいと思います。</p> <p>続きまして、その他の（１）として「令和7年度水産課予算の概要について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。</p>                                                                                           |
| 水) 二井主査<br>議 長 | <p>【資料6に基づき説明】</p> <p>水産課から、令和7年度予算の概要について説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。</p>                                                                                                                                                                           |
| 長塚委員           | <p>予算が200万円となっている内水面漁業推進事業費の欄ですが、背掛りアユというのは、どのように採ってくるのでしょうか。例えば、組合員さんが釣ったアユを1匹幾らで買うとか、それとも遊漁者から1匹幾らで買うとか。釣り人が釣ったアユのことだと思うのですが、どのような行程で入ってくるのでしょうか。</p>                                                                                                   |
| 水) 小川担当課長      | <p>背掛りアユは、いわゆる友釣りで釣れた、釣りやすいアユということなのですが、遊漁者が釣ったアユをおとり屋さんに持ち込んでもらい、そこで買い取って集めたものを内水面試験場に運んで、それを親にして採卵をするというやり方をしています。まさに漁場で釣れたものを回収して、採卵をするという作業を行っております。</p>                                                                                              |
| 内田委員           | <p>質問なのですが、友釣りで釣れたアユというのは、早生まれですか。おそらくその辺の情報が必要だと思うのです。群れを作るアユも作らないアユも、遺伝的に攻撃性が強いかわいかなんかというのが、あまり大きくはない感じがします。早生まれのものほど早く遡上をして、上流に上がってきても縄張りを持つ確率が高くなり、それ以外のアユは、河口付近でうろうろして、群れになっていたりします。試験場で採卵されているのであれば、その辺の情報もあつたらよいのではないかと思います。DNAという言い方をしているのです。</p> |
| 水) 小川担当課長      | <p>そうですね。民間会社だったと思いますが、DNA検査を行ったところ、少々違うDNAの特徴を持っているという結果も出ているようです。県が行ったものではないのですけれども。</p>                                                                                                                                                                |
| 内田委員           | <p>そうなのですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 水) 小川担当課長      | <p>はい。実際に釣れたものを使っているということです。早生まれかどうかというのは、漁場にもよるのではないかなという気はいたします。釣れますとその場所が空きますので、その中に後で入ってきたものも当然釣られていきます。釣られたということをもって親にしていますので、その生まれがど</p>                                                                                                            |



|           |                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | うかというところまでは、聞けばわかるかもしれませんが、そこまでは把握していません。                                                                                                                                                                             |
| 内田委員      | 耳石を見れば、遡上したタイミングが分かるのではないのでしょうか。                                                                                                                                                                                      |
| 水) 小川担当課長 | そうですね。耳石ですとか、ウロコ等を見ていけばわかると思いますけれども、そこまでは把握していません。                                                                                                                                                                    |
| 議 長       | よろしいですか。                                                                                                                                                                                                              |
| 内田委員      | 少々すっきりしないのです。                                                                                                                                                                                                         |
| 水) 小川担当課長 | 詳しくは内水面の担当の方にも聞きまして、もしよろしければ、もう少し詳しくお話しすることができると思います。                                                                                                                                                                 |
| 内田委員      | お願いします。非常に興味があります。                                                                                                                                                                                                    |
| 水) 小川担当課長 | かなり好評ではあるようなので、力を入れていきたいのですが、やはり天然から取ってくるので、病気等の心配もあり、親に卵を産ませて、その子どもをそのまま放流するというわけにもいかないのですけれども、何段階か作業といいますか、手続きを加えていかなければいけないのですけれども、今のところ生まれた子孫は特徴的にはよさそうだという評価は出ているようなので、楽しみにしていただければと思います。力を入れていきますので、よろしくお願いします。 |
| 議 長       | 背掛りアユという名称ですが、他に何か良い名称はないのですか。                                                                                                                                                                                        |
| 水) 小川担当課長 | 友釣りをする方は背掛りアユという言い方をします。上手に釣ると背中に針が掛かるようです。釣り人には通じます。                                                                                                                                                                 |
| 長塚委員      | 釣り人には良い表現ですね。一番良い掛かり方です。                                                                                                                                                                                              |
| 議 長       | そうでしたか。                                                                                                                                                                                                               |
| 内田委員      | 腹や顎に掛かると、すぐ弱ってしまいます。                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長       | 他に何かありますか。                                                                                                                                                                                                            |
|           | ないようでしたら、予算の概要説明について了承ということにします。                                                                                                                                                                                      |
|           | 他に特に議題はないようですが、委員の皆様方から何かございましたら、御発言願いたいと思います。よろしいですか。                                                                                                                                                                |
|           | 事務局、水産課から、何かありますか。                                                                                                                                                                                                    |
| 原事務局長     | はい。特にございません。                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長       | ないようですので、これで委員会を閉会したいと思います。次回は5月20日火曜日の14時から開催の予定ですので、よろしくお願いいたします。それではこれで終わります。ありがとうございました。                                                                                                                          |